

ごみステーション（ごみ置場）設置の手引き（町内自治会向け）

1. 設置の手続き

ごみステーションを新設や移動、廃止をされる場合は、次の手順に従って手続きを行ってください。

① 住民での打合せ

住民の皆様で話し合って場所を決めてください。（特に置場近隣の方には、しっかり説明をしてください。）

② 届出書提出

「ごみステーション設置届出書」に必要事項を記入し、総務企画課に提出してください。

③ 利用開始

総務企画課から「収集できます。」の連絡があってから住民の皆さんに周知してください。

2. 設置基準戸数

ごみステーションは、次の戸数ごとに設置できます。

ごみの種類	設置基準戸数	備考
燃やすごみ・紙・プラスチック製容器包装	10戸以上	戸建て住宅の場合
資源物・ペットボトル・埋立ごみ・特定品目	20戸以上	

※特別の事情がある場合は、設置基準戸数以下であってもごみステーションを設置することができます。また、集合住宅の場合は、設置基準戸数が異なります。

3. 設置場所

ごみステーションは、次のような場所に設置してください。

○ごみ収集車が通り抜けできる幅 4m 以上の公道に面している場所

○交差点から5m以上及びバス停から10m以上離れている場所

○ごみ収集車がスムーズに横付けできる場所

ごみ収集車の大きさ	
高さ	最大 2.8m
幅	最大 2.2m
長さ	最大 6.7m
重さ	最大 8.0 t

4. ごみステーションの管理

ごみステーションは、そこを利用する皆さんで管理していただくことになっています。

○交代で掃除をするなど、利用者全員で責任を持ってきれいにしましょう。

○ごみはきちんと分別し、ごみ出しルールを守って出しましょう。

○事故等の責任が自治会等に及ぶ場合もあることから、怪我や事故等の防止のために、ごみ袋やネット等が歩行者や車両の通行の妨げにならないよう適正に管理しましょう。

※植木地域は、収集の届出基準やごみ排出方法が違いますので、北区役所総務企画課にて手続方法の確認をしてください。

【担当課の問合せ先】

中央区役所総務企画課環境班（Tel.328-2610）

東区役所 総務企画課環境班（Tel.367-9121）

西区役所 総務企画課環境班（Tel.329-1142）

南区役所 総務企画課環境班（Tel.357-4112）

北区役所 総務企画課環境班（Tel.272-1110）